

令和5年度

財政健全化等審査意見書

立川市監査委員

(写)

立監第317号
令和6年8月21日

立川市長 酒井大史 殿

立川市監査委員 村木良造
同 土谷伸明
同 稲橋ゆみ子

令和5年度立川市財政健全化審査意見及び
公営企業会計資金不足比率審査意見について

令和6年6月3日付、立行総第1122号で、貴職から審査に付された、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく令和5年度立川市財政健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査をした結果、別添のとおり意見を付します。

令和5年度 立川市財政健全化審査意見書

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく審査

第2 審査の対象

令和5年度	実質赤字比率
令和5年度	連結実質赤字比率
令和5年度	実質公債費比率
令和5年度	将来負担比率

第3 審査の期間

令和6年6月4日から同年8月21日まで

第4 審査の方法

審査にあたっては、立川市監査基準に準拠し、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令の規定に準拠し、適正に作成されているかを主眼として実施した。

第5 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令の規定に準拠して適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率4指標	令和5年度(%)	令和4年度(%)	増減	早期健全化基準(%)	財政再生基準(%)
実質赤字比率	—	—		11.34	20.00
連結実質赤字比率	—	—		16.34	30.00
実質公債費比率	2.7	1.9	0.8	25.0	35.0
将来負担比率	—	—		350.0	

数値について、前年度と比較すると、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は前年度と同様にマイナス比率で、実質公債費比率は前年度と比べ0.8ポイントの増であった。

(注) 1 表中の「—」は、それぞれ実質赤字額、連結実質赤字額、将来負担がないことを表しており、「0」と表示しないのは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率ともにマイナス比率(実質収支の黒字等)となるためである。増減欄は、各年度に数値があり、数値比較可の場合のみ表示する。

なお、実際の数値は、実質赤字比率は(△9.27)で前年度は(△11.89)、連結実質赤字比率は(△16.68)で前年度は(△18.01)、将来負担比率は(△59.1)で前年度は(△43.9)である。

2 早期健全化基準は、地方公共団体の財政の状況が改善努力を要するかどうかを判断する基準である。健全化判断比率4指標のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならないと規定されている。

- * 実質赤字比率：福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。
- * 連結実質赤字比率：すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。
- * 実質公債費比率：借入金(地方債)の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。
- * 将来負担比率：地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。

令和5年度 立川市公営企業会計資金不足比率審査意見書

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく審査

第2 審査の対象

令和5年度 下水道事業会計資金不足比率

第3 審査の期間

令和6年6月4日から同年8月21日まで

第4 審査の方法

審査にあたっては、立川市監査基準に準拠し、市長から提出された審査対象の資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令の規定に準拠し、適正に作成されているかを主眼として実施した。

第5 審査の結果

審査に付された公営企業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令の規定に準拠して適正に作成されていると認められた。

資金不足比率	令和5年度(%)	令和4年度(%)	経営健全化基準(%)
下水道事業 資金不足比率	—	—	20.00

数値については、前年度と同様にマイナス比率である。

(注) 1 表中の「-」は、公営企業会計は資金不足がないことを表しており、「0」と表示しないのは、公営企業会計の資金不足比率がマイナス比率(資金剩余)となるためである。

なお、実際の数値は、($\triangle 81.38$)で前年度は($\triangle 61.36$)である。

2 経営健全化基準は、公営企業の経営の健全化を図るべき基準として政令で定める数値である。

公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画を定めなければならないと規定されている。

*資金不足比率：公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。